

きれいな空とやわらかな水辺、

人にやさしく美しいまちなみをめざして



ごあいさつ

千歳市は、国立公園支笏湖や清流千歳川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、空陸交通の要衝として人と物が行き交い、賑わいある北の交流都市として発展を続けております。また同時に、都市内における道路や下水道など社会基盤整備も着実に向上し、人々の暮らしはより豊かなものへと進歩してまいりました。

21世紀を迎え、当市は、北海道の中核都市として国際化時代にふさわしい都市の風格が求められる一方で、市民の多様な価値観は、物質的な豊かさから精神的にゆとりや潤いを感じられる社会の実現へと大きく変化しており、魅力的な都市景観の形成が、今後のまちづくりにおける重要なテーマとなっています。

魅力的な都市景観は、単に美しい都市環境を創出するだけでなく、そこに住み続けたいという市民の愛着やふるさと意識を育み、魅力あふれる“まち”をつくりだす力の源となるものです。

今後、私たちは千歳の恵まれた自然や地域特性を十分に生かし、市民、事業者、行政みんなの力で良好な自然景観や農村景観、そして都市景観を創り、守り、育て、次代の子供たちへと引き継いでいかなければなりません。

このような背景から、千歳市は、市民の皆様が愛着と誇りを持てる“ちとせらしい”都市景観形成を進めるために、「千歳市都市景観形成基本計画」を策定することといたしました。

この度の「ちとせ都市景観ガイドプラン」は、本計画における基本的な方針となりますので、市民の皆様には、このガイドプランをご活用いただき、今後のまちづくりへのご理解とご協力をお願い申し上げます。

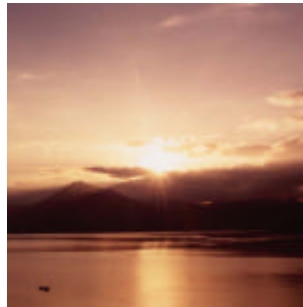
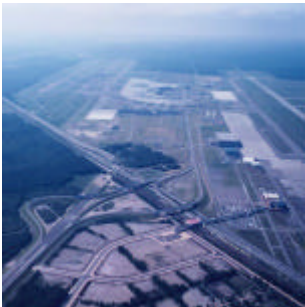
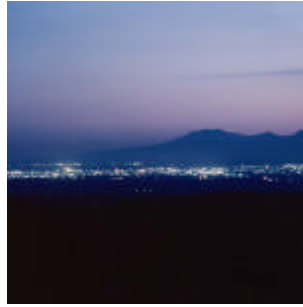
最後になりましたが、策定にあたり、千歳市都市景観形成基本計画策定委員会、ちとせ都市景観市民会議の方々をはじめとして、貴重なご意見やご提言をいただいた多くの方々々に心よりお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成13年3月

千歳市長 東川 孝

目 次

第1章	策定の目的と進め方	
	1. ちとせ都市景観ガイドプラン策定の目的	6
	2. ちとせ都市景観ガイドプランの位置づけ	7
	3. ちとせ都市景観ガイドプラン策定の流れ	8
	4. ちとせ都市景観ガイドプランで扱う「景観」の定義	9
	5. ちとせ都市景観ガイドプランの検討範囲	10
	6. ちとせ都市景観ガイドプランの構成内容	11
第2章	現況調査	
	1. 千歳市の現況	
	1) 千歳市の位置・地形	13
	2) 千歳市の植生	14
	3) 千歳市の土地利用の現況	16
	4) 千歳市の景観要素の類型化	17
	5) 都市景観形成要素のグループ化	18
	2. 景観の現況	
	1) 自然景観の現況	19
	2) 農村景観の現況	20
	3) 都市景観の現況	21
	3. 現況調査によるまとめ	
	1) 現況調査から見た景観特性と課題	36
	2) 景観特性図	38
第3章	市民会議の検討内容	
	1. ちとせ都市景観市民会議の開催状況	41
	2. ちとせ都市景観市民会議によるまとめ	42
	3. ちとせ都市景観市民会議の検討内容	43
	4. 市民アンケート調査のまとめ	50
第4章	景観形成の基本方針	
	1. 都市景観形成の基本理念	53
	2. 都市景観形成の課題と方向性	53
	3. 都市景観形成の目標	54
	4. 都市景観形成の基本方針	
	水とみどりの景観	55
	拠点の景観	56
	まちなみの景観	57
	みちの景観	58
	5. 都市景観形成上重要な地点の抽出	59
	6. 都市景観形成のイメージ	
	水とみどりの景観	60
	拠点の景観	61
	まちなみの景観	62
	みちの景観	63
資料編		
	千歳市都市景観形成基本計画策定組織	65
	ちとせ都市景観ガイドプラン策定の経過	68
	用語の解説	69



第1章 策定の目的と進め方

第1章 策定の目的と進め方

1. ちとせ都市景観ガイドプラン策定の目的

千歳市では、これまでに「街づくり千歳デザイン会議」や「千歳市都市計画マスタープラン市民会議」などにおいて、市民と行政が協働作業のなかで今後の「まちづくり」のあり方や「都市計画」のあり方について討議・検討を行ってきました。

「ちとせ都市景観ガイドプラン」策定の目的は、これらの市民から得た意見をベースとして、さらに「景観」という視点から、市民と行政が共有する美しく個性あふれる千歳市の「未来像」を描いたうえで、市民とともに新たなまちづくりをめざしていくことにあります。

策定にあたっては、「千歳の景観に関するアンケート調査の結果」や「千歳市都市景観形成基本計画策定委員会」による専門機関の意見、および「ちとせ都市景観市民会議」による議論の積み重ねの結果をふまえ、次の3点を中心にまとめます。

1) 千歳市がめざす「都市景観の未来像」における基本方針の共有

千歳市の良好な都市景観を、守り、育て、創出していくうえで必要な「景観形成要素」を抽出し、それらを理想化するための基本方針を定めることにより、千歳市全体の都市景観形成のあり方を示し、市民・事業者・行政がその「未来像」を共有することをめざします。

2) 景観形成における「市民」・「事業者」・「行政」の役割の明確化

市民・事業者・行政が、主体的に、あるいはパートナーシップの基で「景観づくり」や「まちづくり」活動を行う際の、基本的な考え方や方向性、明確な役割の分担を示し、今後の「まちづくり」における、市民・事業者の積極的な参加を促すことをめざします。

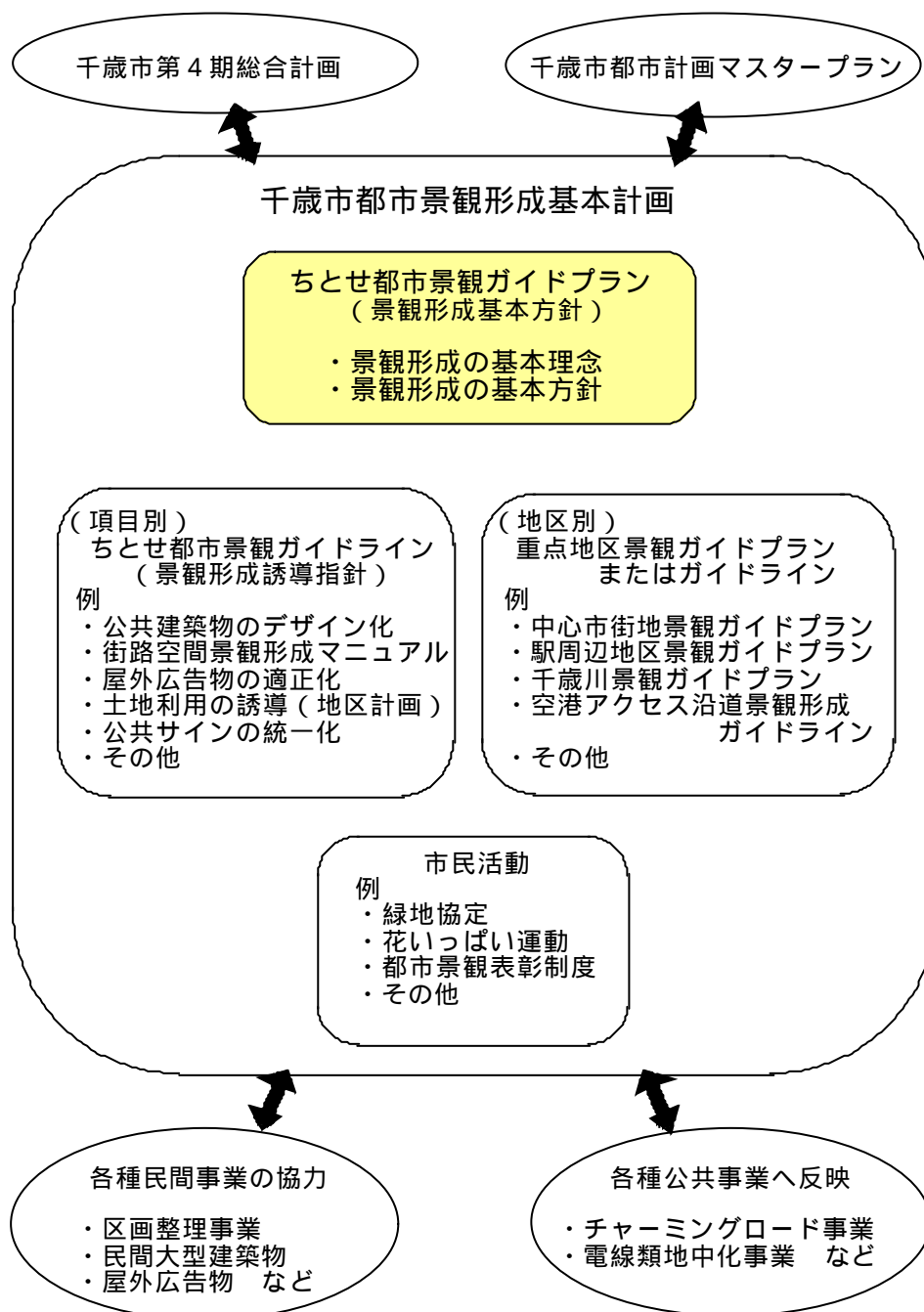
3) 「都市景観の形成」に対する市民参加の高揚

千歳市民の誰もが身近な事柄として考えられる「景観」の視点から、千歳市のまちづくりの課題を示すことで、これからのまちづくりに対する市民参加の気運をより高めていくことをめざします。

2. ちとせ都市景観ガイドプランの位置づけ

ちとせ都市景観ガイドプランは、千歳市都市景観形成基本計画のなかで、景観形成の基本方針として位置づけられています。

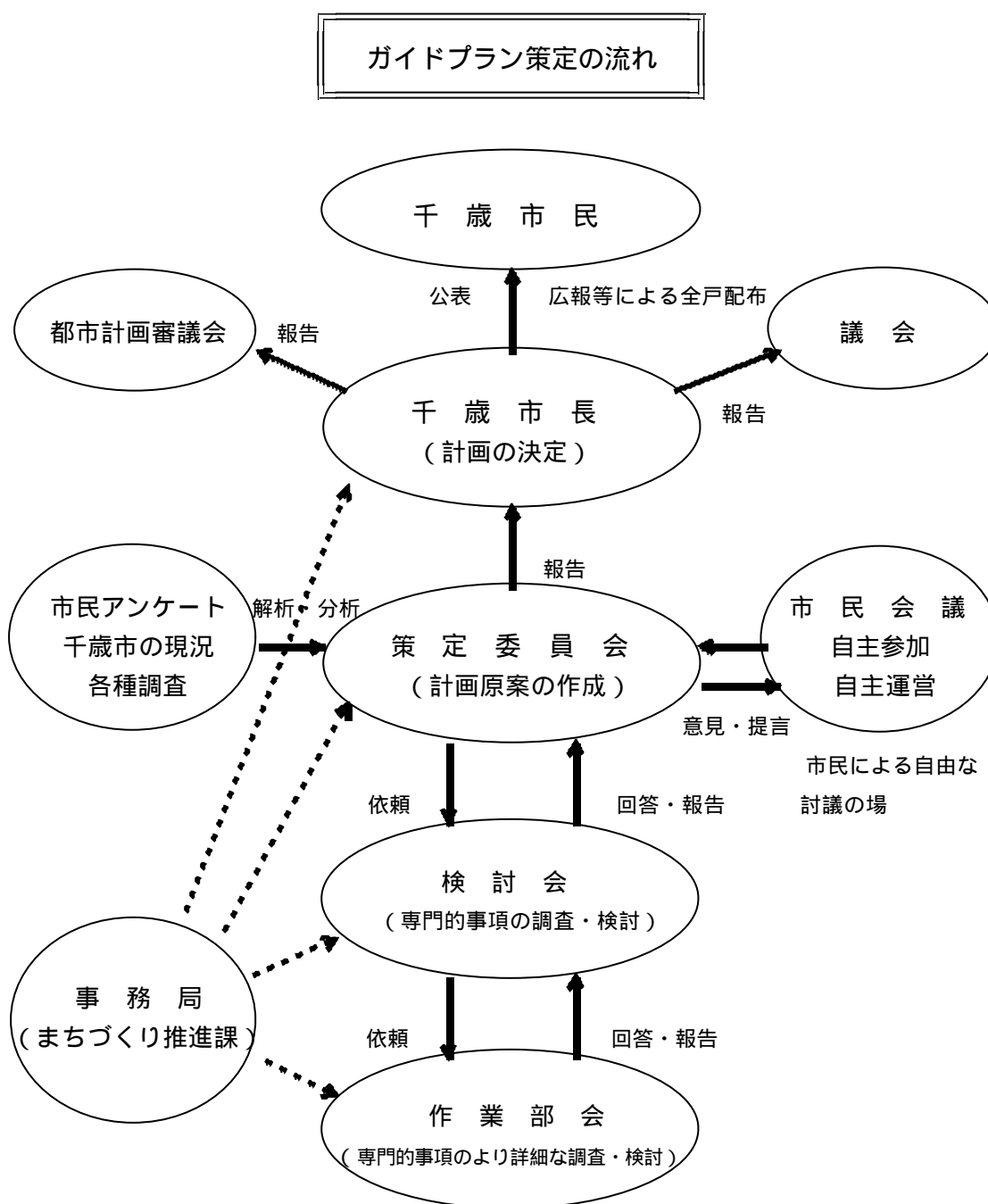
千歳市都市景観形成基本計画と上位計画との位置づけ、および計画の構成内容は以下のとおりです。



3. ちとせ都市景観ガイドプラン策定の流れ

ちとせ都市景観ガイドプランは、市民アンケート調査や「ちとせ都市景観市民会議」での意見・提言をふまえ、学識経験者や担当部局の専門家による「千歳市都市景観形成基本計画策定委員会」が原案を作成し、千歳市が策定します。

ガイドプラン策定までの流れは以下のとおりです。



4. ちとせ都市景観ガイドプランで扱う「景観」の定義

「景観」とは、一般的に“風景、景色、眺め”と同様の言葉として使われていますが、人々が目にすることのできる空間や、眺めることのできる空間の『見え方』に対する言葉です。

私たちが生活している環境は、「見る」ことによって評価される傾向が強く、「見える環境」の良さが生活空間の快適さにつながっていると考えられています。その「見える環境」について言い替えた言葉が「景観」ということです。

景観の要素としては、まちのすがたや自然のすがた形だけではなく歴史・風俗・人情・環境など生活に関わる全てのものが含まれます。

ここで、参考文献のなかから「景観」と「風景・景色」という言葉の意味あいの概念的な違いを説明している文章を、以下に掲載します。

景観という言葉は最近比較的良好によく使われるようになったが、私たちの生活にまだそれほどなじんだ言葉ではない。景観によく似た言葉に景色とか風景という言葉があるが、こちらの方がなじみ深い。風景や景色といえば、風光明媚な自然のありさまを思いうかべる。見渡すような自然の美しい様が、風景や景色といった言葉には似合うのである。

ところが、家並みやビル、看板なども重要な見える環境を形づくっている。これを風景や景色というと何かそぐわない感じがする。

そこで、自然の見える環境にも人工物の見える環境にも対応する言葉として「景観」が用いられる。

(「景観からのまちづくり」鳴海 邦碩編 学芸出版社)

上記の一文は、景観の社会的意味や都市計画上での意味を説明するものではなく、単語としての言葉の意味をわかりやすく説明したものです。

本ガイドプランのなかで扱う「景観」の定義については、「自然と人工物が混在して見える環境」に対応する言葉としてとらえることとします。

5. ちとせ都市景観ガイドプランの検討範囲

一般論として、「良い景観」と「良くない景観」に明確な基準を設けることは、困難なことといえますが、ひとつの判断基準として、自然と人工物の混在におけるバランスの良し悪しがあげられます。

良好な景観を形成、もしくは修復するということは、自然と人工物の共存における適切な関係の形成と維持、人工物を取り巻く周辺環境の形成を図ることであるということが出来ます。

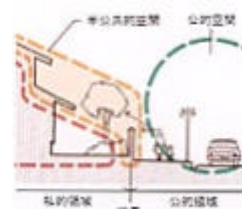
千歳市には、「支笏洞爺国立公園」に代表される雄大な自然景観や、市街地の東部に広がる恵まれた農村景観が存在しています。

これらの良好な自然景観や農村景観については、景観形成手法の検討というよりはむしろ、その「環境」の再認識を行うことで、市街地の景観形成の際に導入する千歳らしい自然環境のあり方やその内容、樹種や花などの選定における背景としてとらえるべきと考え、現況の的確な把握に主な視点を置くこととします。

「ちとせ都市景観ガイドプラン」において、美しい千歳市の未来像を描くために、市民・事業者・行政が協働作業として検討を行う範囲としては、主に自然と人工物が混在する市街地を対象とします。

また、検討範囲の対象とする領域としては、公的空間（パブリック空間）のみにとどまらず、公共性が高く、景観形成に強く影響を与える半公共的空間（セミパブリック空間）についても対象として検討を行います。

対象領域	対象内容
公的空間 (パブリック空間)	・道路や公園、公共施設とその周辺敷地内、路面舗装や街路樹等の植栽、河川敷地内、歩道部分のストリートファニチャーなどの公的空間と公的空間内の工作物を示す
半公共的空間 (セミパブリック空間)	・公的領域と私的領域の間に存在する空間 ・公的空間からの視野に入る建築物の外壁、看板・広告物類、緑地帯や庭木等を示す



6. ちとせ都市景観ガイドプランの構成内容

「ちとせ都市景観ガイドプラン」の構成内容は、以下のとおりとなっています。

